

再審法（刑事訴訟法第4編）関連／通常審・再審請求審の主な手続規定の比較

【凡例 法：刑事訴訟法 規：刑事訴訟規則】

項目	通常審	再審請求審(※)
①手続の基本原則		
審理形態	・当事者（追行）主義 …訴訟追行の主導権（審判対象の設定や証拠による立証）を当事者に委ねる方式	・職権（追行）主義 …裁判所が、自ら積極的に職権を行使して事実解明のための活動をする方式
公開主義	・公開（憲法 82①）	・非公開（最大決 S42.7.5 刑集 21・6・764）
口頭主義	・口頭弁論を行う必要（法 43①）	・口頭弁論は不要（法 43②）
②総則		
管轄	・「裁判所の管轄」に関する詳細な規定（法 2～19）	・原判決をした裁判所が管轄（法 438）
除斥・忌避	・過去の審理に関与した裁判官は除斥・忌避の対象（法 20・21）	—
弁護士	・弁護士選任権（法 30） ・私選弁護士選任申出制度（法 31 の 2） ・国選弁護士制度（法 36・37 の 2） ・秘密交通の保障（法 39①） ・弁護人の書類・証拠物の閲覧謄写権（法 40）	・弁護士選任権（法 440） — — —
書類	・公判調書の作成義務（法 48①）	—
③審理手続		
	・裁判長による公判期日の指定（法 273） ・裁判長による訴訟指揮権（法 294） ・冒頭陳述（法 296・316 の 30） ・検察官の論告、弁護人の最終弁論、被告人の最終意見陳述（法 293）	— — — ・意見の聴取（規 286）
事実の取調べ	・証拠調べ（法 292） ・証拠調べの範囲・順序・方法の決定（法 297） ・証拠調べの請求、職権証拠調べ（法 298）	裁判所、受命・受託裁判官による事実の取調べ（法 43③④・445、規 33③） ⇒裁判所・裁判官の広範な裁量
当事者立会権	・当事者の立会権（法 113①・142・157①・170）	—（※） ※裁判所の裁量による立会許可（規 33④）
証拠開示	・取調べ請求証拠の開示（法 299①） ・公判前整理手続における証拠開示 ①検察官請求証拠の開示（法 316 の 14①） ①' 検察官保管証拠の一覧表の交付（法 316 の 14②～⑤） ②類型証拠の開示（法 316 の 15） ③主張関連証拠の開示（法 316 の 20） ・公判前整理手続における証拠開示に関する裁定 ①開示時期・開示方法等の指定（法 316 の 25） ②証拠開示命令（法 316 の 26） ③証拠・証拠標目一覧表の提示命令（法 316 の 27）	— — —
④不服申立期間	・控訴・上告ともに 14 日間（法 373・414）	・即時抗告・異議申立ては 3 日間（法 422）、特別抗告は 5 日間（法 433②）
⑤その他	—	・再審事由（法 435）、再審請求権者（法 439）、再審請求の認容・棄却（法 447・448）等

※再審請求に基づき、裁判所が再審理由の有無を判断し再審を開始するか否かを決定する手続